

入札契約制度の見直しについて

入札契約制度の見直しを行い、令和7年度より以下のように実施いたします。

1 見直し内容

(1) 入札方法（工事・建設関連業務）

予定価格が建設工事 130 万円、建設関連業務 50 万円を超えるものについては、原則、一般競争入札を実施します。

工事請負	見直し前		見直し後
指名競争	130 万円超から 3000 万円未満	→	<u>130 万円超</u>
一般競争	3000 万円以上		

建設関連業務	見直し前		見直し後
指名競争	50 万円超	→	<u>50 万円超</u>
一般競争			

※予定価格 3,000 万円を目安として概ね以下のように実施します。

- 予定価格 3,000 万円以上：低入札調査基準価格を設定、郵便入札にて実施。
- 予定価格 3,000 万円未満：最低制限価格を設定、直接入札にて実施。

(2) 入札結果の公表範囲の拡大

工事・建設関連業務について、入札結果の公表範囲を従来の予定価格 250 万円以上から、工事は 130 万円超、建設関連業務は 50 万円超に拡大しました。また、これまで非公表だった低入札調査基準価格、最低制限価格を開札後に公表することとしました。

(3) 不当要求行為等対応要綱の策定

入札の公正を害する行為または不適当な行為を未然に防止するために、当該要求を受けた職員は、その内容を記録し、報告するよう義務付けました。

(4) その他

工事・建設コンサルタント業務の入札に関わる質問について、問合せ先が管財課に変更となりました。